## 論文審査の結果の要旨

## 論文題名

米国型記録管理システムの形成とその日本的展開

## 論文審査の要旨

本論文は、2008 年 4 月に「アーカイブズ学」の名を冠する日本初の大学院課程として設置された学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻にとって、2 本目となる博士学位請求論文である。以下詳しく述べるように、本論文は日米両国における行政機関を中心とした記録文書管理システムの発展過程を明らかにするという、優れてアーカイブズ学的なテーマに正面から取り組んでおり、研究蓄積が必ずしも多くない日本のアーカイブズ学にとって、極めて重要な成果をもたらすものであるのみならず、国際的にも高く評価できる内容となっている。本論文は、序章と終章を加えると全部で11章から構成され、総頁数は310ページである。末尾には利用したアーカイブズ資料と研究文献の詳細なリストが付されており、アーカイブズ学の博士学位請求論文として必要な体裁を備えている。

序章ではまず「年金記録問題」「薬害記録問題」「沖縄返還密約問題」など、近年続発してい る政府の不適切な記録管理の問題に言及し、民主主義の確立のためには、公文書館すなわちア ーカイブズのシステムを含む政府記録の総合的な管理・公開システムの整備が不可欠であると いう観点から、これらの問題を学問的に研究するアーカイブズ学の一般的意義を強調している。 その上で特に、最近「特定秘密保護法」との関連で注目されている「公文書管理法」(2011年 施行)の重要性に触れ、この法律の実効性を担保する制度整備のためにも、現代記録管理シス テムに関する研究が喫緊の課題であるという問題意識を示している。序章では、主として本論 文の目的と方法が説明される。そこではアーカイブズを組織体や個人が活動の過程で生み出す 記録のうち情報資源として社会に共有され活用されるもの、と定義づけた上で、アーカイブズ が情報資源として多面的な価値を持つことを確認する。すなわち、歴史的・文化的な「文化資 源」としての価値のみならず、市民の権利や生命の安全を保障する証拠物としての「社会資源」 価値、ならびに記録作成母体である行政体や企業体自身の効率的・効果的運営に資する「組織 資源」としての価値である。そして 20 世紀に米国で大規模な展開を遂げた現代記録管理シス テムが、これらアーカイブズの多面的価値を活かす方向性を持つシステムの好例だとして、そ の形成過程を解明するとことを目的に掲げている。 具体的には、19 世紀末以降米国で発展した 記録管理システムが、組織体内部の現用文書管理とアーカイブズにおける非現用文書管理の連 携を重視している点で伝統的な欧州型とは異なることに着目し、これを米国型記録管理システ ムと名づけて、諸技法の導入、普及、変容の過程を追究し、その歴史的位置を明らかにしたい としている。また、近現代の日本において、それが受容され、解釈され、実践された過程につ いても解明し、日本の公文書管理をめぐる今日的課題に繋げたいとしている。

第1章「記録管理システムの諸側面」では、第2章以降で具体的分析を行うための枠組みとして、近現代組織体における記録管理システムの類型化を試みている。すなわち、組織体の特定の部門が集中的かつ独立的に記録管理機能を担う「集中・独立型」と、専門部門及び各部門とが連携しつつ記録管理業務を分担する「分散・連携型」の2類型であり、欧州で発達した「集中・独立型」の記録管理システムが、20世紀前半の米国連邦政府において質的な変容を遂げ、「分散・連携型」の方法論が大規模に実践されるに至ったという仮説を提示している。また本章では、記録管理システムの主要な構成要素として、「探索システム」「評価選別システム」「保管システム」の三つを挙げ、これを柱として具体的分析を行うとしている。

第2章「情報探索システムとしての米国型文書整理法」では、19世紀末から20世紀にかけて米国で急速に普及した「ファイリング・システム」について、その動きを主導した会社のア

一カイブズ資料を駆使して分析を行っている。その結果、米国式ファイリング・システムが、当時の米国企業における経営文書の急増と、過去の記録の活用増加を背景に、欧州流の時系列順文書綴じ込み方式を改変する形で考案されたものであることを明らかにした。米国式ファイリング法の最大の特徴は、カード・システムの応用により各文書群の特性に応じた多角的検索を容易に行えるところにあった。その点で、単なる事務作業の改善にとどまらず、現代のいわゆるナレッジ・マネジメントが目的とする組織記憶の合理的管理と経営資源化にも通じる革新的手法であったと評価できる。また、この時期のファイリング・システム開発が、後に国立公文書館へのアーカイブズ移管システムにも影響を与えたことを指摘している点も重要である。

第3章「文書整理者の拡大と学校教育」では、第2章でみた米国式ファイリング・システムが急速に普及するのと並行して、1910年代を中心に独自の専門教育が展開し、第一次世界大戦期の事務従事者需要の増大を背景に文書整理専門職が形成されていく過程を、教材の整備、専門職協会の設立などの点から論じている。これは、第二次世界大戦後に形成される記録管理専門職(レコード・マネジャー)やアーカイブズ専門職(アーキビスト)の前史を明らかにしたという意味でも重要である。

第4章「米国国立公文書館における資料探索システムの形成」では、1934年に設立された米国国立公文書館の初期段階において、連邦政府各省庁の現場における文書体系と管理システムを重視した「レコード・グループ」の概念が導入され、欧州型と異なる独自のアーカイブズ探索システムが構築された過程を、同館所蔵のアーカイブズ資料を手がかりに解明している。「レコード・グループ」は現在の米国国立公文書館のアーカイブズ管理の土台であるのみならず、世界各国のアーカイブズ・システムにも大きな影響を与えた重要な考え方であるが、その導入・確立の過程と意義を史料にもとづいて明らかにしたのは、米国も含めて本論文が初めてであり、高く評価できる。

第5章「評価選別システムの成立と米国国立公文書館」では、現代記録管理システムの枢軸ともいえる評価選別システム(すなわち記録の情報資源価値を判定して国立公文書館への移管文書と廃棄文書とに選別するシステム)が、創設期の米国国立公文書館において独自に編み出され、その後、新たな計画的評価選別システム(すなわち文書類型ごとに「レコード・スケジュール」を設けて、文書の現用段階から一定の評価選別を行うシステム)へと発展していく過程を、歴史的背景を踏まえて明らかにしている。同時に、連邦政府公文書の最終的評価選別権限が、1939年の「文書処分法」成立以降、次第に連邦議会から国立公文書館に移されていく経緯についても解明している。本章も、米国国立公文書館の計画的評価選別システムが、現在の日本政府を含む各国の記録管理システムに及ぼしている影響の大きさから見て、画期的な成果といえるものである。

第6章「集中管理概念の変容とレコードセンター」では、第二次世界大戦前後の米国において、アーカイブズ・システムの前段階にあたる現用文書・半現用文書の記録管理が、「レコード・マネジメント」領域として自立していく過程を、中心的な役割を担った「レコードセンター」と呼ばれる施設に着目しつつ分析している。「レコード・マネジメント」領域の自立は、第二次世界大戦への参戦と戦後の行政機能拡大に伴う公文書の急激な増加を背景にしているが、具体的にはフーバー委員会の勧告にもとづく「連邦記録管理庁」の設置と国立公文書館との合体(1949)や「連邦記録管理法」の制定(1950)などがきっかけとなっているという。本章は、米国型記録管理システムの形成という点で、まさにハイライトとなる時代の歴史を明らかにしており読み応えがある。また、国立公文書館職員でフーバー委員会のレコード・マネジメント部会長をつとめたエメット・リーヒの個人的業績に詳しく触れている点も、当時の状況を理解する上で役立っている。

第7章から第9章までは、米国型記録管理システムが日本に与えた影響について論じている。第7章「日本における米国型記録管理システムの受容」では、近代以降の日本において欧米の記録管理システムがいかに紹介され、実践が試みられたのかを、外務省記録等を手がかりに分析している。すなわち、明治国家の確立期には主として欧州型の集中管理方式が参考にされたが、必ずしも定着するに至らず、その後、明治中期に紹介された米国式ファイリング・システムが1920年代に外務省等において大規模に導入されたこと、しかしそれも定着せず、外務省では独自の記録管理方式に移行したこと、などがその要因とともに論じられている。

第8章「日本占領行政の中の記録管理システム」では、日本の占領行政を担った連合国軍総司令部(GHQ/SCAP)自体の行政記録管理システムと、GHQによる占領行政が日本の記録管理システムに与えた影響について、GHQ/SCAP 文書を使って分析している。まず前者の問題では、米国陸軍省が第二次世界大戦中、軍事情報や占領行政文書をより有効に管理するために米国型記録管理システムを基盤にした新たな文書分類方式やレコードセンター・システムを開発し、それを海外部隊である GHQ/SCAP に持ち込んでいることを解明した。また占領行政が日本の記録管理システムに与えた影響という点では、米国国立公文書館の幹部職員であったコラス・ハリスが GHQ/SCAP 民間情報教育局(CIE)の一員として来日し、日本政府各省庁の公文書管理について詳細な調査を行ったという興味深い事実を明らかにしている。本章では、その調査結果も紹介しているが、GHQ/SCAPがこの調査をもとに日本政府に対して何らかの指導を行ったのかなど、具体的な影響の有無については解明に至らず、今後の研究課題としている。

第9章「戦後文書管理における保存と廃棄」は、1950年代から国立公文書館が設置される1971年ころまでを対象に、米国のレコード・マネジメントが部分的・一面的な形で受容されたことを論証し、戦後日本の文書管理が、国民に開かれたアーカイブズ・システムを欠いた変則的なものになった背景を探っている。すなわち、GHQ/SCAPによる占領行政は、日本の記録管理に劇的変化はもたらさなかったものの、米国式ファイリング・システムが多くの省庁や企業に導入されるきっかけとなった。しかし、そのシステムは、専ら事務能率向上の観点から不要文書の廃棄を偏重したものであり、アーカイブズ保存の考え方は軽視された。行政管理庁が主導した「文書管理改善運動」もそのような動向を助長し、総理府が進めていた国立公文書館設置準備との連携も密ではなかった。このようなレコード・マネジメントへの一面的理解と省庁セクショナリズムが、国立公文書館への文書移管の停滞と大量廃棄など、その後のひずみを生み出す要因となった、としている。

最後に終章では、記録管理の主要な構成要素である探索システム、評価選別システム、保管 システムを再び柱として掲げ、それに沿って各章の議論を整理している。

本論文は、日本を含む世界各国の現代公文書管理システムに大きな影響を与え続けている米国の記録管理システムの形成過程を、史料を駆使して明らかにしたものであり、国際的に見ても新しい研究成果として高く評価できる。また記録管理が行政運営の土台であり、記録管理システムに拠って保存された公文書が近現代史の基礎史料となっている点にかんがみれば、本論の成果は単にアーカイブズ学の分野のみならず、行政学や歴史学にとっても有用なものであると考える。さらに、米国型記録管理システムが日本に与えた影響についても3章を割いて論じている点は、2011年の「公文書管理法」施行や2013年の「特定秘密保護法」成立などにより新たな段階を迎えている日本にとって、国民に開かれた記録管理システムをいかに築いていくかを考える際、重要な手がかりを与えてくれるだろう。

ただ、本論文のタイトルに「日本的展開」とある点について、米国型記録管理システムが日本に受容される過程に対する本論文の評価は、必ずしも肯定的なものではないので、「日本的展開」という表現は再考の余地があるという意見があった。また、米国型記録管理システムの形成と日本における受容の過程については、適切な時期区分を提示し、それに沿って議論を進めるなどの工夫をすれば、より理解しやすい論文になるだろうという感想も出された。これらの点は、いずれも本論文の価値を減じるものではなく、審査員一同は、本論文が「博士(アーカイブズ学)」の学位を授与するのにふさわしいものであると全員一致して認めた。

論文審查委員: 主查 安 藤 正 人 教授

保 坂 裕 興 教授

高 山 正 也 特別非常勤講師

(独立行政法人国立公文書館 フェロー)